最高裁判所

簡易裁判所判事　釜村　健太
東京簡易裁判所判事に補する

同　浜口　紗織
半田簡易裁判所判事に補する

簡易裁判所判事兼判事補　雨宮　竜太
同　小橋陽一郎
東京簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事補に補する
判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する（各通）（以上七月十六日）

皇室事項

信任状捧呈式

七月十七日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在アメリカ合衆国特命全権大使ジョージ・グラスの信任状捧呈式を行われた。

七月十七日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ドミニカ共和国特命全権大使エドワード・アニバル・ペレス・レジェスの信任状捧呈式を行われた。

認証官任命式

七月十七日午後三時三十分、宮中において、検事長川原隆司及び同山田利行の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十三日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十六号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
指宿市東方字馬場ノ上三〇〇番一から同市東方字馬場ノ上二五番二まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合におけるる被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年七月二十四日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

鳥取労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成27年鳥取労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年７月23日　鳥取労働局長　山下　禎博

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　鳥取県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

(1)　男子既製洋服のまとめの業務　次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程		金額
背広上衣	袖付け裏まつり		１枚につき　127円
	袖口裏まつり		１枚（28センチメートル×２）につき　64円
	見返し７ミリメートル星入れ		75センチメートルにつき　57円
	ベンツまつり		１か所（６センチメートル）につき　13円
	背裾まつり		１枚につき　40円
	袖開きまつり		１枚につき　17円
	襟折り返し裏まつり		１枚につき　17円
	背裏鎖止め		１か所につき　17円
	肩裏まつり		１枚につき　40円
	袖裏星入れ		１枚につき　32円
	ベンツ止め		１か所につき　５円
	カード付け		カード１枚につき　９円
	糸くず取り		１枚につき　64円
ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	１本につき　17円
		わたり部について行うもの	１本につき　25円
	ボタン付け		１個につき　９円
	腰裏後端まつり		１本につき　９円
	糸くず取り		１本につき　25円

(2)　婦人既製洋服のまとめの業務　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワンピース	千鳥掛け	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　11円
	裾まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	20センチメートルにつき　17円